

<資料紹介>

パリ原則への討議 —森耕一「目録原則に関する討議」続編— (下)

古川 肇

## 10. 複数著者の著作 (Multiple Authorship)

### 【原案】

2以上の著者(個人であれ団体であれ)が、著作を分担して創作した(have shared in the creation of a work)ときに、

10.1 1 著者が明らかに主要な著者であり、他者が従属的または補助的役割を実行している場合は、著作に対する基本記入は主要な著者の名称(name)の下に作成する。

10.2 明らかに主要な著者がいない場合は、基本記入は次の下に作成する。

10.21 著者の数が2または3ならば、標題紙の最初に名称が記載された(named)著者。副出記入を他の著者の名称の下に作成する。

10.22 著者の数が4以上ならば、著作の書名。副出記入を図書の最初に名称が記載された著者の下に作成する。

10.3 様々な著者による独立した著作またはその一部から成る合集に対する基本記入は、

10.31 それが集合的な書名(collective title)をもつ場合は、合集の書名であり、

10.32 それが集合的な書名をもたない場合は、合集中の最初の著作の著者または書名である。

10.33 どちらも編纂者名が分る場合は(if known)、その下に副出記入を作成する。

10.34 例外 合集が一般に編纂者名によって知られている場合は、基本記入をこの名称の下に、副出記入を合集の書名の下に作成してもよい。

10.4 著作の継続する部分が異なる著者に帰する場合は、基本記入は最初の部分の著者の[名称の]下に作成する。

### 【討議】

最初に、予めワーキング・ペーパー<sup>8)</sup>を提出していた Braun が、それへの15のコメントについて述べた。12が主要な著者の観念の導入を歓迎し、好意的なコメントの全てが標題紙上の表現(wording)を主要な著者の認識の決定要素と認めた。2または3著者により執筆された著作に対しては最初の著者の下に、4著者以上による著作に対しては書名の下に記入を作成すべきである、との提案には、全員が承認した。彼はペーパーにおいて、合集とは若干の(several)著者の諸著作であり、現実には個人の著作であるときでも

(even when the actual compilation was the work of an individual) 書名記入すべきである、との見解を示していた。これに対して7が同意し同数が不同意で1コメントが懐疑的だった。さらに団体著者と個人著者を複数著者の著作に関して類似と扱うべきかとの問

題について、14 がそうすべきと考え (believed) 1 コメントが不同意だった。

次いで各サブセクション (10.4 を除く) の討議に入った。

### 10.1

Wright が、10.1 を「1 著者が主要な著者として表示される (represented) 場合は」と、10.2 を「何も主要な著者として表示されていない場合は」と改訂するよう提案した。

Ranganathan が、「従属的」の前に「図書の標題紙などの部分に指示されているように (as indicated)」と挿入するよう提案した。主要な著者を判断するという厄介な作業をカタログガーに任せるべきでなく、彼は代わりに図書に見出される情報によって案内されることを明らかにすべきである。

Salvan が、全著者が等しい責任を負うと見なすことができる共同著者の著作 (works of joint authorship) と、主要な著者が他者により補佐される著作との相違は、通常は標題紙上に明確にされると指摘し、Ranganathan を支持した。共著者 (co-authors) の場合、標題紙上に最初に記された著者が基本記入を与えられるべき (should be given the main entry) として事実上主要な著者と扱うのは、おそらく厳密には論理的でないが、それは他の著者に対して完全に副出記入を作成することにより克服し得るので、これは単なる形式的な反対に過ぎない、と述べた。

Domanovszky が、例えば初期の大学における論文 (early university thesis)、楽譜を伴わないオペラのリブレット、原著者名と改作者名を標題紙に並記している改作書のような、主要な著者が判明し難い場合に関して、脚注を設けるよう発言した。

Abu Haidar が、基本記入を標題紙に現われた最初の著者の下に作成するよう主張した。たとえ他の一者が著作に対する責任をもつとしても、読者は最初の著者を記憶し調べると思われる (more likely to remember and refer to)。

Lavrova が、ソ連代表団に代わって、主要な著者の選択は意見の相違を招きがちであるとして、次のような再配置を提案した。10.2→10.1 (「明らかに主要な著者がいない場合は、」を削除)、10.21→10.11、10.22→10.12、10.1→10.13 (「例外」を冠する)。Salvan が、仏代表団は問題を明確にするものとしてこれを支持する、と述べた。これらに対して Chaplin が、主要な著者に関する 10.1 について、これが冒頭に置かれているのは、先行のセクションで既に扱った単一著者性の規定と密接なケースだからである、と説明した。

### 10.2

Borkowska が、ポーランド代表団の修正を提案した。著者の数が 2 または 3 で主要な著者が明確に指示されていない場合、標目は、著者達が著作に対して等しい責任を有すると推定できるように、著者達の名称から構成すべきである。

Ranganathan が、10.21 を次のように改訂するよう提案した。「著者の数が 2 でそのみならば、双方の著者の名称、著者の数が 3 以上ならば、最初の著者の名称。」読者はこのように記憶する傾向がある。

Chaplin が、国際的合意に達するためには、標題紙に最初に挙げられた著者が記入におい

で最初に位置すべきことを原則として承認するのが肝要である、と強調した。もし他のものが標目に含まれるとすればそれは局地的な習慣や便宜である。

Cunha が、ブラジル代表团は、複数著者の著作 (multiple authorship) の全ての場合に、著者の下の記入を選択することを表明した。彼等の経験では、読者はこの種の著作へ書名より遥かに多く著者から接近する。そこで、2 または 3 著者に対しては、基本記入は 1 著者で副出記入は共著者と書名、4 以上の著者に対しては、基本記入は 1 著者で副出記入はそれ以外の最初の 3 著者と書名、とするよう提案する。Sambaquy (ブラジル) は、目録と同じく書誌についても著者の下の記入の重要性を強調した。彼女は、多くの科学論文が 3 以上の著者によって署名され、全員が科学の書誌で等しい顕著さ (prominence) を与えられている、と指摘した。Chaplin が、科学研究者の多数は、複数著者著作を書名ではなく著者によって引用することにも留意する必要がある、と付加した。

Fazal Elahi が、2 著者による著作は最初の著者の下に記入して二番目の著者の下に副出記入を作成すべきで、3 以上の著者による著作は 1 著者の下に記入してそれ以外の著者の下に副出記入を作成すべきでない、と提案し、これは規則を単純化し曖昧さを減らすだろう、と述べた。

Koch が、デンマークの公共図書館と全国書誌での次のような規則を説明した。複数著者著作は全て書名の下に記入し、共著のフィクションのみ最初の名前の下に記入する。

Maltese が、アルファベット順目録は目録中の特定著者によるどのような著作をも表現すべきである以上、全員に対して副出記入が存在すべきと考える、と述べた。Hury (ルクセンブルク) が、標題紙上の名称の順は極めて頻繁にアルファベット順で全く根拠がないのでこれに同意する、と述べた。Chaplin が、20 人以上の著者名が記載されている著作には実務上困難が生じると指摘した。Chavalit (タイ) が、副出記入を著作で最初に記載されている著者と最も知られている著者に対して作成することが、多くの読者の検索を満足させるだろう、と提案した。Arbulú Vargas と Salvan もより多くの副出記入の作成の有用さを語った。Firsov が 10.22 の後半を次のように改訂するよう提案した。「副出記入を図書の最初に記載された著者の下に作成し、必要なときは他の著者の下にも (as well) 作成する。」

Sharify が、議論が原理の問題から細部の集積 (mass of detail) へ逸脱していると感じる、例えば Ranganathan の改訂提案は不必要で、目録作業時にカタログは明らかに図書に見られる情報を使用するに相違ないと思う、と述べた。彼は、10.2、10.21、10.22 において、著者数や副出記入数は原則覚書の一部を構成すべきでない細事と見なした。

### 10.3

特に多くの発言があった。それらを原案中の 10.31 への反応によって大別すると、反対意見が 8、賛成意見が 8、端的には賛否を明らかにしないその他の意見が 10 であった。発言の順序は、反対、その他、賛成、再びその他である。これらのうち、主なものを上掲の 3 区分別にまとめ発言順に要旨を記す。

#### i. 反対意見

Arnot が、編集的編纂者 (editorial compiler) の位置を認識すべきであると考え、と述べた。多くの場合に彼の名前は大きな文字で現われるか図書の背にあり、彼は当該図書の主題の専門家であり図書は彼の著作と見なされる。10.22 でも 10.3 でも彼の名前が標題紙に顕著に表示される限り、記入は編者の下にあるべきである。

Lubetzky が次のように述べた。Braun のワーキング・ペーパーにおける著者と編者の区別は、論理的、実際的で一貫性がある。著者は以前に存在しなかった著作をもたらす。しかし著者と編纂者の区別には疑問がある。編纂者は新しい何物か (something new) を創造し合集はそのようなものである。それ故に原理と実務の観点から、編纂者をもつ著作は著者をもつ著作に類似するものと扱うべきである (should be treated similarly)。しかしながら編纂者の場合には限定が必要である。例えば、編纂者名が標題紙上に顕著に記載されているか、合集が単一の著作かシリーズの形態を取るか、編纂者が継続する版で変更するか、である。Lubetzky はさらなる区別を考えた。それは、独立した著作の合集の編纂者と、抜粋した著作の合集の編纂者の区別である。後者は、編纂者名の下に記入すべき創造的な著作と見なすことが可能で、前者は同程度には創造的でなく書名の下に記入してもよい。

Wright が、「様々な著者による独立した著作またはその一部から成る合集に対する基本記入は、」で始まる 10.3 の下位の 10.31 を次のように改訂することを提案した。「それが集合的な書名をもつ場合は、標題紙に表示された編纂者名であり、編纂者名が標題紙に記載されていない場合は、書名である。(if it has a collective title, is the name of the compiler as given on the title-page, or the title if no compiler is named on the title-page.)」

Fedorov (国際音楽図書館協会) が、編纂者への記入の作成は既定の (laid down) 著者性の原理から乖離すると考えるが、読者のアプローチは書名よりいっそう頻繁に (more often) 編纂者や編者の名称であると思う、と述べた。また彼女は、編纂者への記入を拡大すべきだが、標目中の名称に *ed.* や *comp.* のような略語を伴うべきで、これは読者に著者と編纂者の区別を明確にするものと提案したい、と述べた。

## ii. 賛成意見

Verona が次のように語った。ユーゴスラヴィア代表団には最初 10.3 の意味が不分明だったが、Braun と Chaplin が、ここでは compiler という語が collector だけでなく editor をも包含することを明らかにした。過去に editor を扱う 2 つの方法があり、ヨーロッパ大陸では、かつて公刊されず編者によって刊行が準備される寄稿の合集は、通常は書名の下に記入され、他方英米の用法では編者の下に記入された。後者は、名前を記載された当該人物が著作の編者であり著者でないことが、特に書籍販売業者の目録 (booksellers' catalogues) で往々明確でないため厄介さの原因となった。ユーゴスラヴィアの実務はこれまで詞華集を編纂者の下に記入してきたが、もし compiler が編者と収集者 (collector) の双方を包含するならば同国代表団は 10.3 をそのまま承認する用意がある。

Zdarzil が、編纂者の問題に関して Verona に同意を表明した。近年のオーストリアの実務では収集者を著者と扱って来たが、既に出版された資料と新しいものから成る著作を

処理する困難さに遭遇した。Lubetzky の提案は容易には適用できないだろう。詞華集の編纂者名が常によく知られているとは同意できない。

Salvan が、標題紙の純粹に形式的な基準に従って、ある合集を編纂者の下に、あるものを書名の下に記入することは、目録の無政府状態に通じるだろうと考える、と述べた。フランス代表団は、最も直截な解決は、全ての合集を書名の下に記入し編纂者の下に十分な副出記入を作成する、という意見である。編纂者の個性が明確に新しい著作を創造した詞華集は特別なケースだが、ここでも書名の下に記入は、副出記入を作成する限り何ら不便の原因にならない。

Chaix も書名の下に記入を選ぶと述べた。現在スイスの実務は、合集を編纂者が標題紙上にあれば編纂者名の下に記入し、それ以外では書名の下に記入しているが、これは論理的な決まりではなく、代表団は本会議で、全ての合集を書名の下に記入するのを認める、と決定されるよう希望している。

Braun が、原案に公表され (set out) 自身がワーキング・ペーパーで支持した解決策は、ドイツの目録規則の下で実施されてはいない、と指摘した。しかし様々な規則において合集に対する規定には多くの相違があり、多くの疑わしいケースや例外があるように見えるので、カタログは編纂者の下の副出記入を伴う書名の下に記入という、明快で論理的な解決を承認することによって、大きな負担から解放されるだろう。

Pierrot (仏) が、編纂者名を優先することは、既に「著者」の概念を明確にするのに苦慮した国際会議では危険な踏み出し (step) であると思う、と述べた。10.3 で包括される合集は、単冊だけでなくシリーズとして責任刊行され、長期間に及ぶ、編纂者が交代する著作をも含む。この型の著作に対する編纂者の下の記入は基本記入の多様さ (multiplicity) につながり、書名の下に記入によって極めてよく表現される書誌的単位 (即ち合集それ自体) を隠蔽するだろう。

Domanovszky が、この原案を編纂者の下の記入という旧来の伝統を打破する、原案全体のなかで最も徹底的な革新であると評し、次のようにも述べた。詞華集の読者はそれを編纂者で探すのに慣れているし個人名は書名より正確で確定していて記憶しやすい、との反対にもかかわらず、原案を支持する。それはどのような規則の適用もその限界を正確に定める必要があることを意識するからである。(as he was conscious of the need for the limits of application of any cataloguing rule to be precisely defined.) 同じ正確さが団体著者性に関するセクションで強く主張されなかったことが悔やまれる。

### iii. その他の意見

Maltese が、10.34 の表現は明確でなく、現行の資料の目録を作成するとき、合集が編纂者の名前と書名のどちらによってより知られているかを人は語ることができず、詞華集のみ編纂者が一般に著作の著者と見なされる、と述べた。Ingram (ジャマイカ) が、詞華集以外にも編纂者によってよく知られている合集がある、と指摘した。

Sharp が次のように報告した。編纂者の下の記入の問題に関して、英国 (Great Britain)

内には配慮すべき異なる意見がある。ある図書館は原案通り 10.3 を承認する用意があり、他は書名によってよく知られている著作を例外としながらも、むしろ米国の修正を選ぶだろう (would prefer)。

Vrieze が、10.31 に関して、既に別々に刊行されたもの (items) から成る合集と、初めて現われたものの合集との区別をするように望む、と述べた。目録における 1 著者の全著作と 1 著作の全版を集中する原理を考慮し、既に出現していたものから成る合集に対して、4 以上でなければ個々に対する副出記入の作成が必要であると思われる。類推して 10.32 で合集が 4 以上の著作から成るのでなければ、基本記入を最初の著作の下に作成し他に対する副出記入を伴うべきである。

Nádornik が次のように提案した。同じ区別が他の複数著者著作に対するように合集に対してもなされてよい (might be)。即ち、2 または 3 著者による著作の合集は著者たちの下に記入できるが、4 以上のときは編纂者名が標題紙上に記載されていればその下に、それ以外は書名の下に記入を作成する。

Bernhardt が、記念論文集によって代表される、10.31 や 11.13 に設定された枠に容易に適合しない著作へ、本会議の注意を喚起した。ノルウェイ代表团はこのカテゴリーに、1 個人への 4 以上の通信者からの手紙の合集と、書名中の唯一の識別要素が記念される個人や公共機関であるような、4 以上の著者を有する刊行物を収める。Pierrot は第 7 のワーキング・ペーパーで<sup>9)</sup>、この種の著作に対して形式標目を勧告しているが、それは特定刊行物の探索の解決手段とならない。ノルウェイの目録規則ではこの種の資料について、記念される個人や公共機関の名称の下に記入を作成し、それを同一名称の下の記入の後に排列する。多年の経験の後に人々はこれを有用な方法と思っている。

Arnot が、複数著者著作のうちで増加し続ける厄介な部類である、会議等の報告を考慮するよう本会議に求めた。目録記入の観点から、これらを、通常は多様な表示で寄稿者たちの名称が記載されている複数著者性のケースとして、または内的な証拠 (internal evidence) が団体が刊行に責任をもつことを示す場合に団体著者性の著作として扱うことが可能である。Chaplin が、団体著者性に関するセクションで設定された原理が、これらの厄介な刊行物に対する解決策を提供するだろう、との希望を表明した。

#### 【修正案】

a) (個人であれ団体であれ) →削除して、直前の「著者」に対して次の脚注を付与。「原注 9 セクション 10 では、「著者」という語を、記入がその名称の下に作成される団体を含めて使用する (セクション 9 を参照)。」

b) 原文の、“main entry”を主語とし“is made...”を述語とする文章 (複数) において、述語部分が“should be made...”と修正された。

c) 10.22 の末尾が次のように増補された。「副出記入を図書の最初に記載された著者の下に作成する。」 → 「副出記入を図書の最初に記載された著者の下に作成し、必要と思われる多さだけの他の著者の下に作成する。(and under as many other authors as may appear

necessary.)」

d) 10.3 に関して、討議での原案に対する賛否が分かれた経過を受けて、両案が併記された。この型の文面は修正案全文中このみで、本会議では異例である。第1案の大意は原案と同一である一方、第2案のテキストは次の通りである。

### 10.3 合集 (第2案 (Second alternative))

様々な著者による独立した著作または著作の一部から成る合集に対する基本記入は、

10.31 当該合集が集合的な書名をもつときは、

10.311 編纂者 (即ち、合集中の資料を様々な資料源から集めることに責任がある個人) の名前が標題紙上に記載されている場合は、編纂者名の下に、

10.312 編纂者の名前が標題紙上に記載されていない場合は、その合集の書名の下に、

10.32 当該合集が集合的な書名をもたないときは、合集中の最初の著作の著者名または書名の下に作成すべきである。

10.33 編纂者名が基本記入の標目として選定されないときは、常に編纂者名の下に (分かる場合)、基本記入が編纂者 (ママ) の下に作成される場合は (ママ)、常に書名の下に副出記入を作成すべきである。

### 【賛否】

10-10.21、10.22、10.3 第1案、同第2案、10.4 の各修正案が、個別に投票に付された。

10-10.21 に対して、賛成 58、反対 2 (ペルー・国際音楽図書館協会)、投票用紙不提出 3 (国名・機関名略)

10.22 に対して、賛成 44、反対 14 (アルゼンチン・豪・ブラジル・加・セイロン・チリ・コロンビア・ジャマイカ・パキスタン・ペルー・タイ・ウルグアイ・FIO・ISO)、棄権 1 (ポルトガル)、投票用紙不提出 4 (国名・機関名略)

10.3 第1案に対して、賛成 35 (オーストリア・ベルギー・ブラジル・ブルガリア・加・中国 (Republic of China)・コロンビア・フィンランド・仏・独・英・グアテマラ・インドネシア・イラン・イスラエル・伊・ジャマイカ・日・韓・レバノン・メキシコ・蘭・ノルウェー・ポーランド・ポルトガル・ルーマニア・西・スウェーデン・スイス・トルコ・ソ・ベトナム民主共和国・ベトナム共和国・ユーゴスラビア・在欧ユダヤヘブライ図書館協会)、反対 22、棄権 2 (デンマーク・FAO)、投票用紙不提出 4 (国名・機関名略)

同第2案に対して、賛成 25 (アルゼンチン・豪・セイロン・チリ・チェコスロバキア・ハンガリー・印・ルクセンブルク・ニュージーランド・パキスタン・ペルー・ローデシア=ニヤサランド・シンガポール・南ア・タイ・米・ウルグアイ・西アフリカ・FID・国際農業図書館員ドキュメンタリスト協会・国際法律図書館協会・国際音楽図書館協会・ISO・国連図書館 (ニューヨーク)・ユネスコ)、反対 26、棄権 2 (デンマーク・FAO)、投票用紙不提出

出 10 (国名・機関名略)

10.4 に対して、賛成 57、反対 2 (スウェーデン・国際音楽図書館協会)、棄権 1 (ISO)、投票用紙不提出 3 (国名・機関名略)

【コメント】

a) 10-10.21

国際音楽図書館協会「本協会は 10.21 に同意しない (10.1 と 10.22 には同意する)。2 または 3 の共著者に対して我々は 2 または 3 の基本記入を好む。(後略)」

b) 10.22

ジャマイカー「(前略) たとえ著者数が 3 を超えようとも基本記入は依然として標題紙に最初に記載された著者の下に記入すべきである、というのが我々の意見である。」

c) 10.4

スウェーデン「我々は 11.4 に類似した表現を好む。」 国際音楽図書館協会「10-10.21 に関する本代表団のコメントを参照。」

《注釈》

a) 本セクションの原タイトル中の **multiple** の訳は一瞬「複数」か「多数」か迷うが、討議中に 2 著者が言及されているので、明らかに前者が正しい。

b) 「合集 (がっしゅう)」は、『日本目録規則』の 1965 年版から 1987 年版まで「用語解説」に含まれながら 2018 年版で消失したので、今や耳遠い用語になり始めたが、**collection** に対応する訳語として、これが 1961 年開催の本会議と時期的に適合するものと考えられる。

c) 本セクションの原案から修正案への過程で、**should** を含まない複数の文がこれを含む文へ変更された事実は、森が邦訳に当たって **should** を訳出した方針の正しさを証明しているように思われる (訳出しなければ、変更前後の訳文が同一となり区別できない)。

d) 10.3 の修正案第 2 案のテキスト中、「(ママ)」と挿入した 2 箇所は、各々「編纂者」ではなく「編纂者名」、「場合は」でなく「ときは」とあるべきと、筆者が考えるからである (原文各々 **the compiler** → **the name of the compiler**、**if** → **when**)。

e) 一旦、採決で否決された第 2 案は、最終的には覚書本文の脚注として、次の文を冠されて復活した。「本会議の相当数の少数派 (**large minority of the Conference**) は、10.3 の本文を承認せず以下の別法に賛成した。」記録集中にこの間の経緯と理由に触れた箇所はないようである。

f) コメントで著者数 3 と 4 との間の一線を画す方針に異を唱えたのは、ジャマイカ代表の **Ingram**<sup>10)</sup> という人物である。彼の発言から数えて実に 57 年後に制定された、『日本目録規則 2018 年版』の「#22.1.2 複数の創作者による共著作 別法」の内容は、彼の主張に合致している。当初は極端なまでの少数意見であろうとも、それが正論であれば、とかく海外に対して閉鎖的でありがちな同規則にさえ採用されることを示すこの事実は、長年、心中にくつつかの少数意見を抱え続け今もそれらに固執している筆者を力づける。

## 11. 書名の下に記入される著作

### 【原案】

- 11.1 書名の下の基本記入をもつ著作は、
- 11.11 著者未詳のもの、
  - 11.12 著者が4以上で、そのいずれも主な著者でないもの、
  - 11.13 異なる著者による著作や著作の部分の合集で、集合的な書名をもって出版されたものである。
- 11.2 書名の下に副出記入または参照を作成するものは、
- 11.21 著者が判明している著作の無著者名の版 (anonymous editions)、
  - 11.22 基本記入は団体著者名の下に作成されるが、団体著者名を含まない明確な書名をもつ著作、
  - 11.23 基本記入が例外的に編纂者の下に作成される合集であるべきである。
- 11.3 書名の下に記入される著作に対する標準標目は、当該著作の諸版において極めて頻繁に使用されている書名である<sup>7</sup>。ただし、
- 11.31 当該著作が慣用書名によって一般に知られている場合は、その慣用書名が標準標目である。
- 11.4 継続する部分または巻 (successive parts or volumes) が異なる書名をもつ著作に対する標準標目は、最初の部分の書名である。ただし、部分または巻の多数が他の形である場合を除く。
- 11.5 逐次刊行物が実質的に (substantially) 異なる誌名の下に継続して責任刊行される (issued) ときは、その誌名をもつ一連の号 (series of issues bearing that title) に対する各誌名の下に、基本記入を作成する。この種の全逐次刊行物 (all such series) に対して、原誌名または極めて頻繁に使用される誌名の下に、副出記入を作成してもよい。しかしながら、誌名の相違が軽微な場合は、最も頻繁に使用される形の下に全号 (all issues) に対する標準標目を設定する (is made under)。

原注7 7.1が優先する。

### 【討議】

討議の中ほどで Dunkin が 11.5 に関する発言を行なった結果、討議全体が2分されているので、それに拠って全発言を2分割して紹介する (発言の記載順は全て原文通り)。

#### a) 11.5 以外

Shukla が、11.14 として次のように追加することを提案した。「著者名より書名によって第一義的または慣用的に知られているもの (逐次刊行物と定期刊行物を含む) である。」これは 10.3 と 10.31 に単に暗示されていた趣旨を大いに明示するだろう。この型の出版物は既にセクション6 (特に修正テキストの6.1) で考慮されていたが、それは様々な種類の機能に関する部分であり書名記入に関する部分ではないので、本セクションに存在すべきと考える、と述べた。

Sharp が、修正案の 6.4 が「基本記入は著者名の下に作成したが、書名がそれに代替し得るほど重要な識別手段であるときは、著作の書名の下に (under the titles of works having their main entry under an author's name, when the title is an important alternative means of identification)」副出記入を作成すべきことを要求していると指摘し、この点を 11.2 にも含めるべきであると提案した。

Pierrot が、11.3 に関して、自らのワーキング・ペーパー (自注 9 を参照) への 11 国 14 組織によるコメントを取り上げ、殆ど全てが無著者名古典に対する標準標目の原理に同意した、と述べた。彼は各国による自国の無著者名古典に対する標目のリストの作成が有益と信じ、11.3 で無著者名古典に言及するよう提案した。またこのペーパーで考慮しなかった、書名の下に記入される近年の科学的・技術的著作の翻訳において、原書名を追跡し難い事情に触れ、解決策としてその言語が目録で使用される場合は標準標目を原書名とし、これが実現不可能であれば言語の優先順位を確定すべきであると述べた。

Eisenhart (米) が、典礼書や宗教的テキストについて考察した自らのワーキング・ペーパー<sup>11)</sup>で、彼女が従った道筋を示した。団体著者性が承認されれば典礼書はこのカテゴリーに属するに相違なく、他方で聖典は無著者名古典であるという立場を取った。だが聖典の宗教的性格は無著者名古典の目録法の基本原理を複雑にしがちで、聖書の目録作業の困難さは、どの書 (聖書の構成単位) を神聖と見なすかについて不同意があるために生ずる。だが彼女は、用語の疑問としてそれほど [教派への] 忠誠に関わる解決し難い問題 (insoluble problem of faith as a question of terminology) でない、との結論に達した。

Domanovszky が、書名記入に対する記入語 (標目の冒頭の語、第 13 セクションを参照) の選択に関する指示を 11.3 に含めるよう希望した (would have liked to see included in)。これに関して以下の発言があった。Sickmann が、重要だが目録内の排列の問題であり原則覚書外と見なすと述べた。Chaplin が、あたかも団体名の下に記入が初語の下に記入であって、操作され転置された形の下ではないことを意味するように、「書名の下に」という語句があるがままの書名の表現を意味するのは当然である、と自分は考えてきた (had assumed) と述べた。Abu Haidar が、キャッチワードや特有な語を記入語として書名から抽出しては書名記入の体を成さない (not making a title entry)、と指摘した。Poindron が、言語により変化する若干の語を除く書名の初語の下に記入すべし、とする規定の作成を示唆した。Chaplin が、原則として書名の初語が記入語かどうかの疑問を本会議の投票に委ねることを提案した。Sickmann が、多数が初語を選択するならば脚注に勧告できると追加した。

Arbulú Vargas が、標準標目は最も権威ある版の書名を優先させるべきで、それが存在しない場合のみ極めて頻繁に使用される書名を選ぶべきだ、と提案した。

#### b) 11.5

Dunkin が、自らの逐次刊行物目録法に関するワーキング・ペーパー<sup>12)</sup>に添付して予め 26 国へ配布した、7 項目から成る質問リストへの回答を報告し、かつ提案を行なった。

質問1—改題する逐次刊行物に関して、どの誌名の下に基本記入を作成すべきか。回答—圧倒的多数が継続する各誌名の下に記入を好み、ごく少数が最新の誌名を選び、さらに少数が最初の誌名を選んだ。質問2—継続する各誌名の下に記入は、1著作の全ての版を統一標目の下に記入すべきである、という原理と矛盾するか。回答—3分の1以上が矛盾しないと考え、残りは何らかの矛盾を見るものとノーコメントのものに分かれた。質問3—目録作業の節約 (economy) は基本記入の選択に影響を与えるべきか。回答—多数が節約を考慮に入れる必要があることにやや弁解気味に (if somewhat apologetically) 同意した。質問4—団体著者性の原理を逐次刊行物に対して承認すべきか、または特別な原理を適用すべきか。回答—約12が逐次刊行物全体に対する団体著者性の原理の適用を承認し、残りは特別な原理の採用と両原理の結合とに等しく分かれた。質問5—団体著者性の適用を逐次刊行物の特定のカテゴリーに限定すべきか。回答—極めて明らかに肯定的だった。質問6—これらのカテゴリーは誌名の型 (独特か否か) によって決定すべきか、または刊行物の内容 (当該団体の活動報告か否か) によって決定すべきか。回答—約3分の1が誌名を、他の3分の1が内容を選び、残りが別の基準か両者の結合を提案した。質問7—逐次刊行物の団体著者名の変更は誌名の下に記入を導く (lead to) べきか。回答—極めて明らかに否だった。

コメントに現われ質問に考慮されていなかった一つの考えは、団体の下の基本記入は当該団体が出版物の著者であることを意味する必要はない、ということであった。しかし覚書原案では、団体の下の記入が個人著者の下の記入と対応する (parallel) 程度にまで、団体著者は個人著者と同じように著作の内容に責任をもたなければならないことが、承認されている。このことは、団体によって出版または援助されても独立した論文から成る逐次刊行物に対しては、団体の下の記入を使用できないことを意味する。

Dunkin 自身の逐次刊行物に対する提案は次のようである。1)逐次刊行物が当該団体の方針の公式表明または業務の陳述であるならば、団体の下に記入すべきであり、2)これ以外の全ての逐次刊行物は誌名の下に記入すべきである。

これを受けた出席者たちの発言要旨は、以下のようであった。

Ronchi が、11.5 の末尾に次のような柔軟さを増す軽微な改訂を主張した。「誌名の相違が軽微な場合は、全号 (all issues) に対する標準標目を最も頻繁に用いられる形の下に設定する。」→「(前略) 設定してもよい (may be made under)。」彼女は、ちょうど改題したときにある逐次刊行物を受入れ、それ故に所有しない誌名の下に記入を実際に使用しない図書館の立場を考慮したのである。

Domanovszky が、11.5 中の “substantially” が曖昧であるとして、次の代案を提示した。「ある逐次刊行物が実質的に (substantially) 相違する誌名の下に継続して責任刊行される (issued) ときは」→「異なる誌名が目録内の異なる位置に排列される場合は」

Olsen が、“substantially” の省略と、誌名の相違が軽微な場合に関わる部分の削除とを提案した。デンマーク代表団は、軽微な場合の問題は個々の図書館に任せるべきと考えた。

Cunha が、ブラジル代表団に代わって 11.5 の第1文を承認したが、副出記入の代わりに

異なる誌名の注記によって関連する記入を結びつけることを選択した。

Arnot が、オーストラリアの実務では最新誌名の下に記入して来たが、同国代表団は 11.5 を承認する用意がある、と述べた。

Abu Haidar が、Dunkin の提案に同意する一方、極めて特有の誌名をもつ逐次刊行物は、たとえ団体の公式記録であっても誌名の下に記入すべきであると考え、と述べた。

Firsov が、ソ連の図書館の実務では最新誌名の下に記入して来て、彼等の経験ではそれが読者の通常の接近方法だが、国際的合意のため 11.5 を承認する用意がある、と述べた。同国代表団は、会報 (transaction) などのような逐次刊行物に対する団体記入を強く望むが、特有の誌名をもつものに対しては誌名の下に記入を許容する用意がある。

Borcowska が 11.5 を承認するに当たり、ポーランドの実務では最初の誌名の下に記入から各誌名の下に作業が増える傾向にあり、これは特に特殊図書館や科学技術図書館における、書誌の利用や読者の検索と調和するように思われる、と述べた。

Piggott が次のように述べた。英国の図書館の多数は 1 誌名の下に完全な副出記入を伴う 11.5 を優先し、若干の重要な図書館は単一の最新誌名の下に基本記入と他の誌名の下に単なる参照を選択する。責任刊行する団体名がなく、不完全か非特有な名称をもつ逐次刊行物に対しては (For serials with names incomplete or indistinct without the name of the corporate body issuing them)、団体の下に記入を選択する。

Arbulú Vargas が、各誌名に最初と最後の日付を付与するのが有益である、と提案した。

#### 【修正案】

##### a) 11.1

次のように追加された。「11.14 本来または慣用的に著者名より書名で知られている著作 (逐次刊行物と定期刊行物を含む)。」

##### b) 11.2

次のように挿入された。「11.22 書名が識別の重要な代替手段であるときに、著者名の下に基本記入をもつ著作、」。これに伴い、旧 11.22→11.23 (併せて文中 2 箇所の「団体著者」→「団体」)、旧 11.23→11.24。

##### c) 11.3

11.31 を除く全体が次のように改訂された。「11.3 書名の下に記入される著作に対する統一標目 (基本記入と副出記入を問わない、6.1 を参照) は、原書名またはその著作の諸版で極めて頻繁に使用される書名であるべきである。ただし、」

11.31 の末尾が変更された。「その慣用書名が標準標目である。」→「統一標目は慣用書名である。」

##### d) 11.4

「標準標目は、最初の部分の書名である。」→「統一標目は、最初の部分の書名であるべきである。」

##### e) 11.5

全体が次のように改訂された。「11.5 逐次刊行物が様々な誌名の下に継続して責任刊行されるときは、基本記入は当該誌名をもつ一連の号に対する各誌名の下に (**under each title for the series of issues bearing that title**) 作るべきである。基本記入に少なくとも直前と直後の誌名の表示 (**indication**) を行なう。このような一連の号に対して、1 誌名を選んで副出記入を作成してもよい。しかしながら、書名の変更が軽微である場合は、最も頻繁に使用される形を、全号に対する統一標目として採用してもよい。」

f) 11.6

全体が、多数国間条約等を対象として新設された。要旨についてはセクション 12 を参照。

【賛否】

11.12 が既に賛否を問われた 10.22 と同一内容である等の理由で、一部の項目のみ投票に付された。

11.14 に対して、賛成 55、反対 3 (チェコスロヴァキア・西・FID)、棄権 2 (チリ・国際音楽図書館)、投票用紙不提出 3 (国名・機関名略)

11.2-11.23 に対して、賛成 60、投票用紙不提出 3 (国名・機関名略)

11.3 に対して、賛成 57、反対 2 (デンマーク・ポーランド)、棄権 1 (フィンランド)、投票用紙不提出 3 (国名・機関名略)

11.4 に対して、賛成 60、投票用紙不提出 3 (国名・機関名略)

11.5 に対して、賛成 54、反対 4 (アルゼンチン・チリ・コロンビア・西)、棄権 2 (英・イスラエル)、投票用紙不提出 3 (国名・機関名略)

【コメント】

a) 11.2-11.23

スウェーデン—賛成票を投じ「11.23 において「団体著者」が「団体」より好ましい (9.1 を参照)。」とコメントする。

b) 11.3

デンマーク—セクション 6 に対するコメント (本編 p.56) を参照。

c) 11.4

スウェーデン—賛成票を投じ「標準標目を基本記入として使用することを拒否する。」とコメントする。

d) 11.5

英国—「(前略) 異なる誌名の下に継続して責任刊行される逐次刊行物に対する目録中の記入の形式に関して、国内に基本的な意見の分裂がある。大規模な研究図書館が、継続する誌名の下での副出記入を伴う、単一の標目 (**single heading**) の下の 1 基本記入を選ぶ一方、大学図書館を含む他の多くの図書館は、各誌名の下での記入を選ぶ。」

《注釈》

中村は覚書本文の邦訳で、本セクションのタイトルを「書名で記入されるべき著作」と訳しているが、原案と修正案のどちらにも、原タイトルに **should** やこれに類する語は含まれ

ていない。

## 12. 形式標目と形式副標目

### 【原案】

12.1 通常は無著者名であり、無書名でまたは説明的な書名で責任刊行され、各カテゴリーに対して表現は多様ながら意味は類似するものから成る (consisting of items which are usually anonymous and issued either without titles or with descriptive titles which, for each category, are similar in meaning though varying in wording [?])、限られた数のカテゴリーの図書 (a limited number of categories of books) は、著者や書名によっては直ちに識別できない。これらのカテゴリーの図書に対する基本記入は、当該図書が属するカテゴリーを表示する (indicating) 標準形式標目 (standard form-heading) の下に作成すべきである<sup>8</sup>。

12.2 書名を欠くかまたは特徴がない書名を有しながらも、著者(個人であれ団体であれ)の下に記入が可能な類似した特徴の図書は、その基本記入を形式副標目が伴う著者名の下にもつべきである<sup>9</sup>。

原注8 本会議はこれらのカテゴリーのリストの作成を考慮すべきである。それは例えば次のものを含むであろう (might include)。販売目録、日記とカレンダー、劇場プログラム、政治的リーフレットとポスター。

原注9 これらは、国名の下に法律、条約、宣言等だけでなく、個人名の下に単一の手紙、演説等を含むであろう。

### 【討議】

#### [12 (全) および 12.1]

討議全体の中で2つの重要な発言があり、それらに拠って原文にない3段階に区切って要約する。発言の順は終始原文のままである。

#### a) 第1段階

Pierrot が、12.1 に関する討議を次のコメントによって開始した。自らのワーキング・ペーパー (自注9を参照) 中、形式標目の部分に関する12の返答のうち8つが、若干のカテゴリーの出版物に対してこの標目を選ぶ一方、これを拒否する人々は建設的な代案を提示していない。本会議が形式標目の原則の選択を決断するならば、次にどのカテゴリーをこの下に記入すべきかを決定しなければならない。原注8のリストのうち、劇場プログラム等はそれらを責任刊行した団体名の下に記入でき、日記とカレンダーは逐次刊行物であり定期刊行物のように扱える。ワーキング・ペーパーに挙げた残余に触れると、形式標目の下の記入が極めて有効なのは「慣習法 (customs)」の合集のように思われ、これの書名の下に記入は不満足であり団体名の下に記入は必ずしも可能ではない。条約の記入はさらに困難である。領有団体 (territorial corporate body) の著作と見なせるが、多くの場合に署名者名全員の下に記入を作成するにはその数が余りにも多い。形式標目の採用は多く

の複雑さを追い払い、同時に書名と関係国名の下での副出記入を排除しない。オークション販売目録の、形式標目下の記入は困難さを減じるように思われ、多くの返信が承認した。ただし多数の国で法律的配慮が、販売を管理する会社名の下での記入を排除していることを記憶する必要がある。記念論文集に対する形式標目の使用は議論が多い。被記念者名は確かに便利だが、著者書名目録には場違いでむしろ件名目録に属する。このカテゴリーの著作の若干の書誌が近年刊行されているという事実は、提案された形式標目が実際の必要に対応することを示しているように思われる。(The fact that several bibliographical lists of this category of work had been published recently seemed to indicate that the suggested form-heading corresponded to a real need.)

Vasilevskaya が、第5のワーキング・ペーパー（自注5を参照）中、法律等の目録作業を扱った部分に対して受け取ったコメントについて語った。大部分の国がこの種の資料の記入を国名の下に行なうことに同意しつつも、条約に関してはいくつかの疑問が表明された。彼女は、最善の方法は形式副標目を伴う国名の下に記入することである、と提案した。これは、多くの困難を招く、他国の法律資料を団体著者の下に記入する試みより好ましい。Pierrot が言及した他のカテゴリーの出版物の目録作業の大部分は、各国の伝統と各館の実務に依存する。例えばソ連では、販売目録等は個々にではなく出版物の型によってグループ化され慣用的な形式標目の下に簡略に記入される。これは大いに効率的である。人々は記念論文集に対して被記念者名の下での副出記入を伴う書名の下での記入を選ぶ。

5名の代表が揃って形式標目に反対した。Fernández-Victorio（スペイン）は、原注8に列挙された資料の多くは、書名の下にさらに著者の下にさえ記入することができる、と述べた。Foss は、これに同意して私蔵書籍のコレクションの目録を蒐集者の下に記入するノルウェイの実例を紹介した。Braun は記念論文集を、被記念者名の下での副出記入を伴いつつ他の複数著者の著作と同様に扱うべきと考える、と述べた。Linares（アルゼンチン）は、しかしながら、原注8に列挙された一時的で（ephemeral and transitory）ヴァーティカル・ファイルに形式標目の下で使い易い状態に置かれる資料は例外とした。Sickmann は、同じく形式標目に反対し、書名がない著作に関して修正案2.1(c)の「書名に代る適当な語」（本編 p.53 を参照）に言及した。

Lubetzky が、米国図書館協会の目録規則（1949年）の改訂時に、特定の著作を識別する記入と、著作の集合へ参照させる（refer to）記入とを区別したことを説明した。特定の著作は著者や書名で識別可能であり、書名によって容易に識別されないかそれが無い場合でも代理の書名で識別可能である。目録はまた著作の集合へ参照させる件名標目と形式標目を含んでもよい。しかしこれらは副出記入であり、それらを基本記入として使用することはアルファベット目録全体の目的とは全く相容れない（it was quite contrary to the whole purpose of the alphabetical catalogue to use them as main entries.[?]）。条約は数カ国の著作と見なして複数著者の著作の類推に立って扱われるが、各国が異なる書名の下に責任刊行するのでおそらく一定の書名をもたない。そこで、国、“Treaty”、日付、2

国であれば相手国という、条約特有の識別特性から成る代理の書名または慣用書名を構成することが好ましい。

Shukla が、目録の第一の目的は特定の著作の識別にある、という Lubetzky の意見には同意できない、と述べた。本会議は目録の機能の一つが、著作の集合即ち特定著者の著作群の識別にあることを既に承認した。著者、書名、主題からの接近では容易に識別できず、形式標目の使用によってのみ可能なある種の著作の集合がある。ある場合には著者や書名のどちらかで工夫できるが、これが読者による接近法に反する場合、一方を基本記入として使用するの誤りである。

#### b) 第2段階

Ellinger (国際法律図書館協会) が、個人的に語りつつ考察した (*speaking personally, considered*)。形式標目と形式副標目は、専門的法律図書館および法律資料の大規模な研究的蔵書を有する (*with a large research collection of legal material*) どの図書館においても不可欠である。このことは、米国等の法津図書館が形式標目等を常に使用する事実によって証明される。これらは、法律資料が資料の性質の手掛かりとならない書名の下に頻繁に出版され正式な書名が多様である、という理由で必要である。法令等の成立国を著者と扱い法令等を著者標目の中に追い込もうとするのは論理的でない。ある国の法令が他者によって採択されることがありまたある国が適用するという事実は、必ずしもその国をその法令の著者としない。国が著者であるという理由ではなく、そこに効力を有するという理由で、国の下に記入される条約にも同じことが当てはまる。アルファベット目録は著者記入と書名記入とからのみ構成される、と演繹的に仮定することは誤りであり、自らをアルファベット順に委ね固有の書誌的識別が要求される何らかの手段を含めなければならない (*it must include any media which lent themselves to an alphabetical sequence and which were required for proper bibliographical identification*)。明確な人工的書名を作ることが常に可能な点には同意するが、そのような書名は殆ど権威あるものではあり得ない。必要なものは特殊な書名ではなく、特殊な刊行物の集合の全書名を発見できる一般的なカテゴリーである。その種の非著者記入の機能は書誌的識別であって主題分析ではなく、件名目録がそれらの本来の場であるというの誤りであろう。著者や書名以外の型の標目が必要であるという原理の認識を主張する。そのような標目の用法を各国の要望に従って国内目録規則中に詳細に規定できる。

Ball (加) が、法律資料に特化した図書館によって “laws” のような「非著者・非書名」標目の必要性が証明されている点で、Ellinger に同意した。彼女の代表団は、自然でない著者概念へ資料を強制しようと試みるよりこの型の標目を認識し使用する方がよい、と考える。

Salvan が、形式標目は原理的には望ましくなく実務的にはそれなしに済ませるのは困難であると考え、と述べた。仏国図書館界の形式標目に関する経験が、同国の目録委員会に、使用が不便であると認識しつつもそれを承認させた。異なる言語で様々に表現しなけ

ればならないので国際的統一を求めるのは場違いだが、仏国代表团は、極めて制限された形式標目が使用されるべき著作のカテゴリーを国際的に制定することが可能かも知れない、と希望する。

Wesemael たちが、実務上ある種の刊行物には形式標目が必要であると同意した。彼は、形式標目の下に記入した刊行物には、それが書名をもつ場合はその下に副出記入を作成すべきである、と要求した (stipulated)。Maltese は記念論文集と条約を形式標目の下に記入することはこれらの重要性を軽んじることであると感じる、と述べた。Arbulú Vargas は「形式書名」という語の使用を好む、と述べた。Vrieze は「形式標目」が「統一標目」と混同されるかも知れないとして「形式書名」を支持した。

Sharp は、形式標目を多用した経験をもつ大英博物館を含む英国のいくつかの図書館はこれに大変強く反対し、大規模研究図書館を含む他館は用心深く使用すべきと考えている、と述べた。利用者には不明瞭な形式標目の導入には常に危険がある。

Chaplin が、本会議は自らを、形式標目の複雑で困難な問題に関する、一般的な原則の単純な表明に限定すべきである、と提案した。採用される原則は、如何なる著作や刊行物に対しても、その基本記入が目録中に現われることを可能としなければならず、本会議は、著者や書名の下には有効に記入できない刊行物があるかどうかを決定しなければならない。もしそうであるならば、それらへの別の形式に関して、規定を作成しなければならない。あるいは (alternatively) 著者記入か書名記入が可能なときは常にこれらの一方であるべきで、副出記入を別種の標目の下に作成する、と決定してよい。彼は原注 8 の提案を推奨した (commended)。

### c) 第3段階

Honoré が、セクション 12 全部を削除しそこにセクション 11 の修正案への追加部分を加えるべきであると提案した (in its place an additional section should be added to the revised text of 11)。セクション 12 に関するこれまでの討議は、「形式標目」という用語の意味に関する混乱を示している (indicated the confusion that existed regarding the meaning of the term “form-heading”)。彼女は困難が用語法にある (the difficulty was one of terminology) と確信する。人々はその性質が無著者名である著作を著者書名目録に記入する意義を探しているのであり、必要なのは形式標目ではなく慣用書名や統一書名に類似する一種の書名記入である。そこで、統一標目選択の原則を指示する 11.3 の後に、「書名を欠くか非識別的な書名で出版された無著者名刊行物のカテゴリーを、当該目録の利用者の必要に最も適合した言語で、慣用書名または集合書名 (conventional or group titles) の下に記入してもよい」との 11.32 を新たに加えるよう提案する。仏代表团は既に 12.2 の削除を提案したが、形式標目や形式副標目の代わりに慣用書名を使用するならば問題ない。例えば、日付や場所の名称が伴う “Treaty” は形式標目としてでなく慣用書名と見なし得る。4 国以上によって署名された条約に対し基本記入として、または 3 国以下によって署名された条約に対し 1 国名の下に統一標目として使用できる。

Sickmann が、修正案は Honoré の本セクション削除との提案を承認する基礎を既に提供していると信じる、と述べた。即ち、セクション 1 への原注が「図書」は他の資料を含むと規定し、セクション 6 が「統一書名」のアイデアを導入し、それへの原注が原則は特定著者の下の記入の排列に適用できると表明し、統一標目の選択を扱うセクション 7 が慣用書名の選択の可能性を容認している。

Lavrova が、ソ連の代表団は本セクション削除に同意するが、法とその類似の資料が慣用書名の下に記入可能か確信がもてない、と述べた。

## 12.2

Chaplin が、12.2 は刊行物の 2 つの特殊なカテゴリーを扱うことを意図している、と説明して討議へ導入した。第 1 は、“treaties”、“laws”等の副標目を伴って国名の下に記入される立憲的 (constitutional) で法的な資料である。これらの用語は複数形で使用されれば慣用書名としてより形式副標目としてさらによく記載される (described)。第 2 は、著者多数のケースで、書名に従ってアルファベット順に記入されると追跡し難い著作のカテゴリー、例えば多くの書名で現われるが内容は類似している集合的著作や、全く書名を有しない小著作、演説、手紙等を集めるのに便利な仕組み (device) である。一部の代表団は、このような仕組みを考察することは、本会議の範囲外と思うかも知れない。他の代表団は、アルファベット順目録の形成を目指す一般原則の部分として、一般にそれにより知られる書名をもたないある種の著作の記入を、著者の下に集めるのを承認すべきか否かを考察することを好むかも知れない。

Ellinger が、著者標目下での形式副標目の使用に反対した。これは理論的に正当化できない雑種型の標目でしかない。もし形式副標目が、当該個人や団体を必然的に著者と見なすべきでない個人名や団体名の下に使用されるならば、それは望ましい。「記念論文集 (Festschriften)」を被記念者名の下に使用することは可能であろう。

Pierrot が、12.2 に示された「形式副標目」は「標目」ではなく「集合書名」であり、基本的に著者記入の目録カードの排列に関するものである、というフランスの見解を強調した。それは個々の図書館の内部事項で本会議の全く範囲外である。他に Ball たち 3 名から同趣旨の発言があった。

Wright が、米国目録規則改訂委員会は、“constitution”と “treaties”という形式副標目から “conventional titles”への変換に成功したと思う、と述べた。“laws and statutes”という形式標目は議論となった。英米法の伝統では引用書名 (citation title) が慣習的で、一般化した書名より便利であるように思われる。この形式標目は同委員会で否定されたが 18 対 17 と僅差だった。

Lubetzky が、1 著者の著作の様々な種類を集めるために考案された形式副標目 (これが排列用の仕組みで館ごとに異なることは認める) と、満足な書名が不在の特定著作を識別するために考案された副標目とを、明確に区別すべきことを求めた。

Nielsen が、国連図書館の経験では、形式副標目が、憲法、条約、法律の大規模な国際的

なコレクションを統制する最も实际的で経済的な手段である、と述べた。

Honoré が、用語の相違は利用者に影響しないと指摘した。集合書名でも形式副標目でも目録中の位置は殆ど同じである。相違は、形式副標目が部局等の他の副標目の間に排列され、集合書名が全副標目の前に排列されることであり、文書館での用法に合致する後者が論理的である。

Osborn が、本会議は図書館の未来の発展を考慮することが必須と考える、と述べた。図書館が比較的小規模だった今世紀初めには目録の問題は遥かに単純だったが、極めて大規模な図書館の成長と目録の複雑さの増加を伴う現在では、便利で必要な仕掛けが導入され認識されなければならない。一例は、国連憲章のような 1 図書館に多くの言語で存在し得る資料の諸版を記入するための、統一書名である。

#### 【修正案】

##### a) 本セクション全体の廃止

上述の討議を受けて全体が廃止され、次のように他の既定 2 セクションへ挿入または追加する案が用意された。

##### b) 9.5 の新設

憲法、法律、条約等を対象とする案で、これらの著作は、国名等の下に記入を作成し、当該資料の性格を表わす形式書名または慣用書名を付加すべきである、との趣旨である。

##### c) 11.6 の新設

多数国間条約等を対象とする案で、これらのカテゴリーに属し、明確でない書名を有して責任刊行される出版物は、当該著作の形式を反映する慣用統一標目 (**uniform conventional heading**) の下に記入を作成してもよい、との趣旨である。

#### 【賛否】

9.5 に対して、賛成 47、反対 3 (チェコスロヴァキア・伊・ルクセンブルク)、棄権 11 (豪・ブルガリア・デンマーク・フィンランド・ハンガリー・蘭・ポーランド・スウェーデン・ユーゴスラヴィア・FAO・ニューヨーク在国連図書館)、投票用紙不提出 2 (国名・機関名略)。

11.6 に対して、賛成 52、反対 5 (チェコスロヴァキア・ハンガリー・伊・ルクセンブルク・ノルウェイ)、棄権 3 (デンマーク・フィンランド・FAO)、投票用紙不提出 3 (国名・機関名略)。

#### 【コメント】

##### a) 9.5

フィンランドー9.1 に対する本代表団のコメントを参照。

ニューヨーク在国連図書館ー「我々は、原案に輪郭が描かれた形式副標目の原理の確立を選ぶべきだった (**We should have preferred**)。我々は、目録の同一の目的を達成する方法 [として]、形式副標目と同じように形式書名や慣用書名の使用を考慮するが (中略)、これはさほど实际的でも経済的でもない方法である (**We consider the use of formal or conventional titles a method which will achieve the same objectives in the catalogue as**

the use of form-subheadings ...but (it) is a method that is less practical and less economical [?]). 我々はまた、通常は当該出版物の実際の本名が占める位置に、ある要素を導入する方法の望ましき (desirability of introducing an element at the place) についても保留する。」

ノルウェー賛成票を投じ「我々は慣用書名より形式副標目を選ぶ。」とコメントする。

西アフリカ図書館協会一賛成票を投じ、「(明確化のため)「書名」を「副標目」に置き換える」ことを提案する。

国際法律図書館協会一「本会議の組織委員会が、「目録用語基本語彙 (Basic Vocabulary of Cataloguing Terms) <sup>13)</sup>」中の“form-subheading” (第34項) の定義で表現の範囲に収まらない (would not fall within the scope of the wording)、[国などの] 管轄体

(jurisdiction) の下の形式副標目を含めるために、「形式書名または慣用書名」の意味を明確にするという条件付きで、代表団は賛成票を投じる。また「私は作業グループの討議と議長との私的会話により次の結論を得た。覚書の意図は、法や法令 (enactments) の集成 (compilations) に対する慣用書名とともに管轄体の下の形式副標目を含むこと、および現在の表現は作業グループの討議中の困難な言語コミュニケーションを橋渡しする

(to bridge) ために採用されたことである (もしこの仮定が不正確であれば賛成票を撤回して棄権を選択しなければならない)。」

#### b) 11.6

コメントなし。

#### 《注釈》

a) コメント中の「目録用語基本語彙」は、本会議報告書に収録された用語分科会の報告 (前号の小文 26 ページを参照) の大部分を占め、60 語から成る定義集である。“form-subheading” の定義は次の通り。「著者名または書名から成らず (not consisting of)、形式 (form) のある共通の特徴に従って、記入の集合の範囲を定めるために (to delimit) 企図された (designed) 副標目 (例えば国名の下での法、条約)。」なお“form-heading” (第33項) の定義は次の通り。「著者、書名または主題より、むしろその下に記入される資料のカテゴリ (the category of document entered under it) から派生し、それを記載する標目 (例えば百科事典)。」

b) 同じくコメント中の「作業グループ」とは、原案討議後に投票に付す修正案を作成するため、おそらく議長がセッションごとにその都度、全参加者中から指名した若干名から成る起草者の集団のこと。本セッションでは Ellinger がその一員だった。

### 13. 個人名に対する記入語 (Entry Word for Personal Names)

#### 【原案】

13.1 個人名が姓 (即ち、著者自身の用法 (usage) または彼が属する共同体のそれにおいて、彼の名前の他の部分のイニシャルのみが伴って (accompanied by the

- initials only of other parts of his name)、彼を識別するために使用される名前)を含むときは、名前の下の記入に対する記入語は姓である。他の場合、記入語は個人名の最初の部分である(位階、榮譽、官職の称号を除く)。
- 13.2 姓が2またはそれ以上の語(前置詞と冠詞を除く)から成るとき、および2またはそれ以上の姓がともに使用されるときは、記入語は初語または最初の名前である。
- 13.21 ただし、元来は姓である名前が名(forename)として使用されるときは、記入語と解すべきではない<sup>10</sup>。
- 13.3 姓が前置詞、冠詞またはそれらの双方から成る接頭語(prefix)が先行する、1語またはそれ以上の語から構成されるときは、記入語の選択は次のものによって決定する。
- 13.31 当該の名前の所持者(bearer)が一般に使用する言語で承認された用法によって、
- 13.32 用法が存在しない場合は、当該の名前の所持者が国籍を有する国で承認された用法によって、
- 13.33 当該の名前の所持者が一般に使用する言語が、彼の国籍を有する国で一般に使用されない場合は、彼の母国で承認された用法によって。

原注 10 該当する習慣は英語人名において一般的である。例えば John Stuart Mill。

#### 【討議】

全体を、導入発言、全般的発言、特定の国・地域・言語に関する発言、総括発言に四分して要約する。第2、第3部分については、原文での発言を崩してグループ別にまとめた。各々の内部は原文どおりである。

##### a) 導入発言

予めワーキング・ペーパー<sup>14</sup>を提出していた Ascarelli が、その若干の要点を以下のように述べて討議へ誘導した。複合姓と前置語を有する姓にとっての問題は、国別用法と当該著者の選好とを考慮しての(taking into account national usage and the preference of the author) 記入語の選択である。複数の名前から成る姓に対しては、様々な国の国別用法が決定的要素と見なされなければならない。それ故に彼女は 13.2 に規定されているように初語を選択することが国別用法に正確に対応するかどうか確信がもてないので、13.2 に対してやや批判的である。また 13.21 は英語人名を十分に処理する一方、ポルトガル語とおそらくデンマーク語における人名の最後の部分に対する一般的な選好をカバーしない。接頭語を有する人名に関して、原案は原則として国別用法に従うべきことを十分強調せず、13.31、13.32、13.33 の適用が、所持者の属する国にとって外国由来である(in origin were foreign to the country to which the bearer belonged) 名前に拡張されることを明確にしていけないと思う、と述べた。前置語を有する姓の問題には4つの解決策がある。1)接頭語の言語の用法を採用する、2)当該著者が国籍を有する国の用法を採用する、3)当該著者の母国の用法を採用する、4)当該著者が通常執筆する言語の用法を採用する。

第1はさておき残りの各々に利点と欠点があり、本会議は国際的解決へ向けて選択しなければならない。

b) 全般的発言

Silveira (葡) が次の修正を提案した。13.1において「彼の名前の他の部分のイニシャルのみが伴って」を「イニシャルによって表現できる彼の名前の他の部分が伴って」へ改変し、これに以下の13.11を設ける。「姓が2またはそれ以上の語（前置詞と冠詞を除く）から成るとき、および2またはそれ以上の姓がともに使用されるとき、記入語は、当該の名前の所持者が一般に使用する言語で承認された用法と合致するものである。」次いで13.12が続きこれは原案の13.21と同一である〔即ち13.21から移す〕。13.3は原案のままとし以下の13.4を設ける。「姓が著者名の一部として使用されない場合は、記入語は人名の最初の部分である。」

Arbulú Vargas が、本セクションで考察すべき2点として、1)非ローマ字の名前の翻字、2)当該著者名の言語形（著者自身の言語で使用される形、または彼が著作の大部分を出版する言語で使用される形）に言及した。

Fedorov が、言葉から構成されない楽譜等の目録作業では、言語の用法に従って記入するのは不可能である、と指摘した。

Poindron が2点に注意を喚起した。第1に、著者が一般に執筆する言語を発見するのは往々図書館員には困難で読者にはなおさらであり、第2に、近年国籍を得た執筆者は別として、ある国で非常に長い間使用されてきた多くの外国系の名前（names of foreign extraction）があり、その種の名前の所持者を外国人と扱うのは矛盾で（paradoxical）あろう。彼は、名前に対する目録の記入の問題は、辞書、人名録等における記入の多くから離れてはならない、と強調した。本会議は、目録と名前が列挙された著作との間の統一を目指す必要がある。

Zdarzil が、名前の原語の用法を選んだVrieze が指摘した点を取り上げた。これは事実として多くの思考と調査の末にオーストリアによって採用された解決である。著者の国籍が彼が使用した言語の一方に規則を据えることの欠点は、既に指摘されている。自分は、名前の起源に基づく作業に反対する、筋の通った議論を聞いたことがない。Domanovszky は、これが国際的統一をもたらす一つの解決であることを強調して彼を支持した。

Aschenborn が、南ア代表団は、前置語を有する名前に関する国際的合意が団体著者性に関する合意と同様に重要であると思う、と述べた。彼等としては、著者が執筆する言語の用法を採用する、という彼等の元来の決定を放棄する用意があり、Ascarelli のワーキング・ペーパーで提示された6つの解決策のうち、5)全前置語を姓の不可分の部分として扱う、または6)全前置語をたとえ名前の主要部分とともに記されている場合でも無視する、のいずれかを承認する。

Shukla が、もし一般的な規則の作成が必要とすれば、重要と思えるのは、本セクションを拡張して若干の部分に分け、その各々が特定の名前のカテゴリーを処理すべきことであ

る、と述べた。第1部分は、例えば姓が西洋流に使用されて来た地域のあらゆるケースを処理でき、第2部分は、1要素が著者を識別するために完全に書かれ、イニシャルに縮小されることがある他の要素が伴う名前を処理でき、第3部分は、全てが等しく重要な若干の要素から成る名前に対するものである。

c) 特定の国・地域・言語に関する発言

Silveira が、ブラジル代表 Cunha のワーキング・ペーパー<sup>15)</sup>を取り上げ、自分は、同国とポルトガルの目録作業の原則が、個別に到達して基本的に同意の状態にあることを見出し満足すると表明する機会を得た、と述べた。そして 1)本会議で規定された一般原則が尊重され、2)他国との事前の相談なしに一国のどの規則も採用されない、との条件に従って、ブラジルとポルトガルの目録委員会は、両国人の著者に関する全ての二次的規則の合意に達するのに必要な段階を踏むべきである、と提案した。両国の目録規則で若干の革新を行わなければならない。第1に、通則として姓の最後の部分の下に記入することであり、第2に、正書法に関する1940年の合意により規定された正式の綴りを採用することである。ポルトガルの目録規則は改訂の過程にあり（大きな変化は団体著者性の採用）、これは同国とブラジルの著者の目録法を完全に統一し、世界中の図書館員の作業を容易にする絶好の機会であるように思われる。

Cunha が、Silveira のコメントに感謝し、第1に、本会議への準備が多年議論されて来た記入に関してブラジルの同意につながったこと、第2に、Silveira が自分のペーパーに用意された原案におおよその承認を表わしたことは、本会議の重要な成果と信じる、と述べた。

Salvan が、著者名に対する国別用法の原理を採用するための、フランスの目録規則に関する委員会の決定について話した。委員会は著者標目の選択における国別用法の採用に関して合意に達することを望み、他の仏語を話す2国、即ちベルギーとスイスの代表と接触した。しかしながら、両国にはこの解決策に対し幅広い承認がないように思われる。討議の代表者の Vrieze と Chaix が個人的支援を示すことができたのみだった。仏国代表団は13.3に関して次の改訂を提案する。「記入語の選択は、当該の名前の所持者 (bearer) が国籍を有する国において承認された用法によって決定する。」また非ヨーロッパの名前を別の付録で処理するよう述べる脚注をも提案する。

Vrieze が、フランスの委員会との討議について話した。自分自身は著者標目に対して国別用法の原理を採用すべきだと確信するが、この解決策はベルギーでは承認されなかった。同国はバイリンガルの国であり、正確に言えば「ベルギーの姓」はなくフランス語の名前とフラマン語の名前が存在するのであり、そこで原理として国別用法を採用するのは不可能である。執筆者の言語の用法を採用するのは、多くの著者がこの両語で執筆するので有効ではない。ベルギーの目録委員会は自国の困難な状況に気付いていて、妥協策として、各国が彼ら自身の言語の用法に従って標目の冒頭に置くか否かを定める要素 (particle) のリストを作成すべきと提案することを望む。リスト上の相違を点検することで、国際的に統一された実務を確立でき、さらにおそらく異なる言語間で意味は異なるが綴りは同じ前置語の処

理についても統一を確保できるだろう。

Wright が次のように語った。米国では多年にわたり国別用法の規則に従っている。しかし執筆者の国籍、特に新しい取得者の国籍を決定するのは困難である。米国の著者に関して名前の元来の言語の用法を採用するのは実際的でなく、要素が依然として分離して記されていても、多くの複合したヨーロッパ人名は完全に英語化されている (anglicized)。そこで米国目録規則改訂委員会は、著者名の記入の最も実際的な方法は、彼が執筆している言語で通常に採用されている形で記入することである、と決めた。

Brosseau が、カナダの諸図書館協会間の多数の見解は、接頭語を伴う姓の記入を、名前の所持者の言語の、承認された用法に従って選ぶことにある、と表明した。だが少数派は国籍を主張する。

Sengupta (印) が、本セクションへ次のように追加するよう提案した。「東洋の著者、特に名前の一部を姓が西洋で使用されている様式で (in the fashion) 恒常的に用いる著者の場合は、そのような部分を記入語とする。ただし、当該著者著作の標題紙上での彼によるその使用、または彼が属する地域や文化的集団でのその使用が確立していること、および当該部分が名 (given name) に従属していないかそれと複合していないことを条件とする。」

Sharify が、西洋の多くの目録規則において、「東洋の名前」や「ムスリムの名前」に対する通則を導入することにより、極めて人為的な区別が行われていることを批判した。アジアの多くの国が一つの宗教に従っているという事実が、人々の名前とその名前の目録作業の問題を同一にするわけではない。イランでは 1926 年以來、家族名が使用されているが、652 年から 1926 年まで名前は多くの要素から構成されていた。イランの実務では、この期間の著者を極めて頻りに文献や参考図書で参照される名前の下か、名前の最も明確な (distinctive) 部分の下に記入する。これは西洋の目録ではまだ一般的ではないが採用すれば有益であろう、と提案した。

Abu Haidar が述べた。1958 年に中東の図書館界を代表してバイルートで開催されたユネスコの会議で、アラビア人名を新旧とも最もよく知られた部分の下に記入することを決定した。これは Sheniti (アラブ連合共和国) によるワーキング・ペーパー<sup>16)</sup>での提案と一致する。この人名の目録作業には、文献とアラビア語の参考資料、特に人名資料の背景的知識をもつことが肝要である。初期の執筆者に対して最もよく知られた名前を確定することは、それらが参考資料でよく同定されるため困難ではないが、1800 年以降の執筆者に対しては困難であり、最もよく知られた名前が不確定な場合は、最後の部分の下に記入を作成する。

Xuoc が、ベトナム人名について、家族名の下ではなく角括弧へ入れた家族名を伴う個人名の下に記入する、という例外的ケースに言及した。これは一部は長い伝統だからであり、一部は使用される家族名の数が少ないからである。彼は、国際的な実務は各国の国別用法に従うべきである、という提案に合意した。

Wang がマレー人名と中国人名について語った。通常は家族名を含まないマレー人名に関する規則は、シンガポール図書館協会によって作成されている。また中国人名に関して、単

純でアクセスしやすい翻字体系の必要に注意を促した。

Edelmann が、既に自身のワーキング・ペーパー<sup>17)</sup>で扱ったヘブライ人名の処理に関する問題のいくつかを概観した。

d) 総括発言

Chaplin が、複合した名前 (compound name) に関する討議を要約した。本会議が選択した基本原理は、国際的に共通の実務 (international practice) は各国の国別用法に基づくべきである、ということである。これを適用するため、本会議後に各国から一国共通の (national) 実務に関する正式の陳述 (authoritative statements) を収集することが必要となろう。決すべき疑問は、第1に、その名前が所属する国に固有である著者に対して (for the author whose name was native to the country to which he himself belonged) 目録作業は彼の国籍と言語のどちらに拠るかということであり、第2に、その名前が外国由来である著者または国家間を移動した著者に対して (for authors whose names were foreign in origin or who had moved from one country to another) 何が選択の基礎であるべきか、ということである。

【修正案】

原案は全体が次の趣旨に変更された。個人の名前が複数の語から成るとき、その記入語は、可能な限り当該著者が国籍を有する国の用法によって決定し、それが不可能な場合は当該著者が一般に使用する言語における用法による。

【賛否】

本セクション全体に対して、賛成 54、反対 5 (オーストリア・チェコスロヴァキア・独・ハンガリー・米)、棄権 2 (日・スイス)、投票用紙不提出 2 (国名・機関名略)。

【コメント】

米国—我々は、国籍を確定する困難さはこれを最優先の基準として使用するのを非現実的とする、と考えるので、「否」を投じる。基準は言語であるべきと考え、著者が複数言語を使用するときのみ国籍を考慮する。さらに我々は、利用者は国籍に関心がないと考える。

《注釈》

a) 「記入語」とは、複数部分から成る個人名のうちで標目の冒頭に置く語を意味する entry word の訳で、日本語に適語がない。幸い現在の国際目録原則覚書(「おわりに」を参照)からこの原語は姿を消している。これはおそらく筆者がその構成員だった時期の日本図書館協会目録委員会が、当時の草案の World Wide Review に際し 2008 年に IFLA へ提出したコメントの 1 項目として、entry word が非英語国民にとって分かり難く first word に置き換えることを要望した効果、と推定される。

b) ベルギー代表 Vrieze による「妥協策として、各国が彼ら自身の言語の用法に従って標目の冒頭に置くか否かを定める要素のリストを作成すべき」との発言に端を発するツールが、*Names of Persons: National Usages for Entry in Catalogues* である。会議の僅か 2 年後に Chaplin たちによって暫定版が出版され、1996 年刊行の第 4 版を最後に紙媒体

からオンラインへ移行し、今はインターネットで閲覧できる。

c) 総括発言中の **compound name** を筆者は、複合姓を含む人名と前置語を有する人名との総称、と理解する。

d) 投票時の日米の賛否について、自注4に挙げた文献に中村は次のように記している。「アメリカが反対したのも、日本が棄権したのもほぼ同じ動機からであって、著者の国籍がどうなっているかは調査に困難をきたすことが多く、また国籍が(中略)移ったとか(中略)いったことは目録利用者にとってあまり関係がないところから、国語(その著作を最初に書いたときの言語)の方がキメテであると信じているからである。」(p.263)

## おわりに

パリ原則の後身の邦訳『国際目録原則覚書 2016年版<sup>18)</sup>』の「4 書誌記述」には、「4.3 記述データは、国際的に合意された基準に基づくものとする。図書館コミュニティにおいては、この基準は国際標準書誌記述 (ISBD) である。」と記されている。他方、これに対応する「5 アクセスポイント」には「5.3.1 典拠形アクセスポイントは、一つの基準によって構築されるべきものである。」とあるのみで、ISBDに対応する「基準」は記されていない。即ち、現在アクセス・ポイントに関して国際的に合意された基準は存在しないのであり、『日本目録規則 2018年版』のアクセス・ポイント関連規定はRDAに準拠していて、RDAの同関連規定の源泉はパリ原則である。

およそ何事によらず人が作業を行なう際に最も重要なのは、なぜ他のようにでなくこのように行なわなければならないか、という論理的根拠 (**rationale**) である。人が目録作業時に2018年版の条項の論理的根拠に疑問を抱いてパリ原則にまで遡上した結果、筆者が前号での小文の冒頭近くに引用した森の言葉どおり、「単に決議された条文を読むだけでなく、討議の経過・反対票を投じた国の意見を知ることによって、目録原則に対する理解が深められ」るならば、小文執筆の目的は達せられる。

しかしながらパリ原則には問題点が少なしとしない。筆者は近年その一つに触れたばかりだが<sup>19)</sup>、ここではさらに「10. 複数著者の著作」に対する、「[...]いつどれだけ分出記入を作成すべきか (**when and how often analytical entries should be made**) という問題に(中略)取り組んでいない<sup>20)</sup>。」との批判を取り上げたい。そもそもパリ原則は「4. 記入の種類」で、「記入には次の種類が考えられる。即ち、基本記入、副出記入、および参照である。」と述べて、分出記入を挙げていない。書誌階層構造を有しない資料および書誌階層構造の最下位に位置する資料は分出記入と無縁だが、これら以外の資料に対して、カタログラーは日常的に分出記入の作成に関する判断を求められる。そしてこの記入の有無は利用者へ提供する書誌情報の量と質に直結する。もし本会議が分出記入を特殊な観念や技法と見なしこれを「原則」に馴染まない事項と考えたとすれば、それは目録作業の現実や目標から乖離した判断であり、パリ原則がこの記入に全く触れなかったのは残念である。

ただし、「目録用語基本語彙」には“analytical entry”が収録され、「より大きな著作の部分として出版された、独立した内容の著作に対する記入。」と定義されてはいる<sup>21)</sup>。

最後に、森の「目録原則に関する討議(1)」が約60年以前もの著作であるにせよ、これを補完する企てが木に竹を接ぐ結果に終わったことを誰よりも先に故人の霊にお詫びしたいが、幸い森による区切りが適切だったため、セクション1を除けば目録論(セクション2-3)・記入論(同4-6)・標目論(同7-12)から構成されている目録原則のうち、小文が最後の標目論を分担する形となり、両人間の齟齬が余り目立たずに済んだと感じつつ小文を終える。

自注(続き)

8) 前掲3. p.207-218.

9) 前掲3. p.185-190.

10)彼の隣席にいた日本代表(席順が英語国名のアルファベット順だったのだろう)、中村の自注4に挙げた文献によれば「非常に熱心な口調で」主張したとのことである(p.261)。同人は前掲3のIndex of Personsに“Ingram, K.E.”とある(p.292)。またWeb NDL Authoritiesに“Ingram, K. E. (Kenneth E.)”とあるのは、これにより検索できる著作のタイトルから同人を指すと推定される。

11)前掲3. p.199-206.

12)前掲3. p.191-198.

13)前掲3. p.112-119.

14)前掲3. p.229-241.

15)前掲3. p.243.-254.

16)前掲3. p.267.-276.

17)前掲3. p.277.-279.

18)IFLA 目録分科会、国際目録規則に関するIFLA 専門家会議『国際目録原則覚書 2016年版』国立国会図書館収集書誌部訳. 2018. 22p. ifla.org (2024-3-27 accessed)

19)古川肇「ダマノフスキイ・アーコシュの生涯と事績(上)」『メタデータ評論』3, 2022.4. p.11-12.

4bac80df01e7cc2b04fa0b7d3bf20816.pdf (techser.info) (2024-3-27 accessed)

20)Gorman, Michael. “Changes in Cataloguing Codes: Rules for Entry and Heading.” *Library Trends*. 25, 1977.1. p.594. librarytrendsv25i3d\_opt (1).pdf (2024-3-27 accessed)

21)前掲3. p.115.

(ふるかわ はじめ)  
2024年4月12日受理

#### <訂正>

『メタデータ評論』第6号 「パリ原則への討議」(上)

23 ページ末尾から14行目	(誤) 自注4 挙げた	(正) 自注4 に挙げた
同ページ末尾から8行目	(誤) 2箇所	(正) 3箇所
同ページ末尾から7行目	(誤) 1箇所	(正) 3箇所